

## (12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年1月31日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金24,413円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成22年12月13日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市西品治地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県東部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、右前方で停止している和解の相手方所有の小型乗用自動車を発見したため、一時停止をした後、同車両の左側方を通過しようと前進したところ、路外駐車場に駐車するため後退を開始した同車両と衝突し、双方の車両が破損したものである。